

太田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

〔概要版〕

令和4年3月

太 田 市

目 次

第1章	基本的事項	1
第1節	計画改訂の目的	1
第2節	処理対象物	1
第3節	計画目標年次の設定	1
第4節	計画処理区域	1
第5節	ごみ処理施設の整備状況	1
第2章	ごみ処理の現状	2
第1節	ごみの分別区分及びごみ処理フロー	2
第2節	ごみの発生量実績及びその性状	3
第3節	排出抑制・再資源化	4
第4節	最終処分量	5
第5節	資源化量	5
第6節	ごみ処理経費	6
第3章	処理評価及び課題の抽出	7
第1節	ごみ処理の評価	7
第2節	課題の抽出	8
第4章	基本理念等	9
第1節	数値目標	10
第5章	ごみ発生量及び処理量の見込み	10
第1節	ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）	10
第2節	ごみ処理量の見込み（目標達成時の場合）	12
第6章	ごみの排出抑制・資源化計画	14
第1節	リフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）の推進	14
第2節	リユース（再使用）の推進	15
第3節	リサイクル（再生利用）の推進	15
第4節	広報・啓発	17
第5節	その他	18
第7章	基本計画	19
第1節	将来のごみ分別区分	19
第2節	収集・運搬計画	20
第3節	中間処理・最終処分計画	20
第4節	資源化量等	21
第5節	ごみ処理施設の整備計画	21

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1章 基本的事項

第1節 計画改訂の目的

近年、ごみ処理を取り巻く状況は、ごみ排出量の質の多様化が進んだことに伴い、循環型社会への転換が求められています。そのため、国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められてきました。

また、平成27年に行われた国連総会では、令和12年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われています。

そのため、我が国では「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）の公布や「プラスチック資源循環戦略」の策定が行われるなど、近年国際的な取り組みや国内での取り組みは加速化しています。

このような状況の中、本市においても、資源循環やごみの衛生的かつ安全な処理を継続することで、SDGsの達成に向けて取り組むとともに、持続可能な社会の形成を推進していきます。

第2節 処理対象物

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうちし尿を除く「ごみ」とします。

第3節 計画目標年次の設定

計画目標年次は令和18年度とします。

第4節 計画処理区域

計画処理区域は、太田市全域とします。

第5節 ごみ処理施設の整備状況

処理施設	整備状況等
焼却施設	可燃系ごみの処理は、令和3年3月まで太田市清掃センターの4号焼却炉（供用開始：平成4年）と3号焼却炉（供用開始：平成9年）で処理していました。施設の老朽化と広域処理に伴い、令和3年4月より太田市外三町広域清掃組合（以下、「組合」という。）のクリーンプラザを稼働開始し、処理を行っています。
リサイクルプラザ	不燃・粗大ごみ及び資源ごみは、組合のリサイクルプラザで適正に処理を行っています。引き続き適正処理が行われるよう、それぞれのごみに対して異物混入防止に努めていきます。
その他	資源ごみは、組合のリサイクルプラザで処理を行っていますが、さらなる資源化の拡大を図るため、太田市清掃センター跡地の有効利用として、紙類等のストックヤードの整備を検討していきます。

第2章 ごみ処理の現状

第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー

第1項 ごみの分別区分

生活系ごみの分別区分は、大きくは、もえるごみ（以下、「可燃ごみ」という。）、もえないごみ（以下、「不燃ごみ」という。）、粗大ごみ、資源ごみ及び危険ごみに分別します。

第2項 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、図2-1に示すとおりです。

可燃ごみは、組合のクリーンプラザで焼却処理し、焼却灰等は民間業者の処理施設で熔融・焼成資源化を行っています。

不燃・粗大ごみ及び資源ごみは、組合のリサイクルプラザで破碎・選別し、破碎可燃はクリーンプラザで焼却処理、破碎残さ及びガラス・陶磁器類は民間業者で最終処分し、資源物は資源化しています。

剪定枝は、本市の新田緑のリサイクルセンターで一時保管し、資源化に努めています。

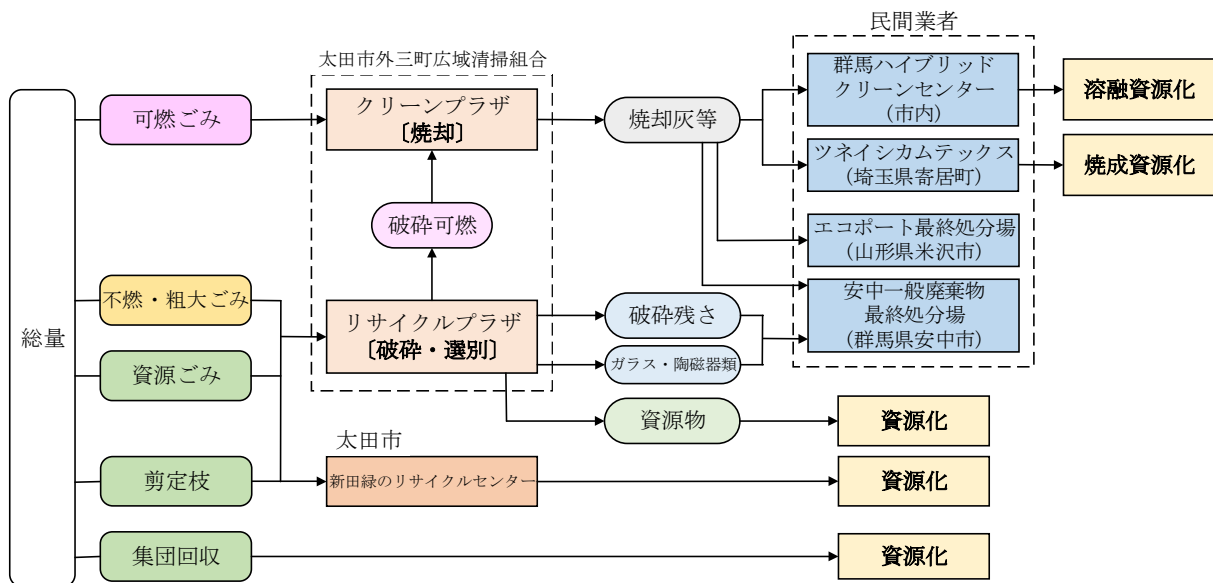


図2-1 ごみ処理フロー（令和3年度）

第2節 ごみの発生量実績及びその性状

第1項 ごみ発生量の実績

ごみ発生量の実績は、表2-1に示すとおりです。ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量（以下、「原単位」という。）ともに、平成30年度から令和元年度に増加していますが、総体的に減少傾向を示しています。

生活系・事業系別にみると、生活系ごみは減少傾向を示していましたが、平成30年度を境に増加傾向を示しています。事業系ごみは平成30年度から令和元年度に増加していますが、総体的に減少傾向を示しています。

表2-1 ごみ発生量の実績

(単位：t/年)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人 口 (人)		223,540	224,325	224,430	224,442	224,255
生活系ごみ	可燃ごみ	45,747	45,873	46,440	47,316	48,242
	不燃ごみ	1,600	1,566	1,564	1,436	1,434
	資源ごみ	2,340	2,320	2,278	2,256	2,390
	その他のごみ (危険ごみ)	85	84	82	124	113
	その他 (剪定枝)	311	347	399	437	552
	粗大ごみ	2,041	2,082	2,180	2,330	2,735
	集団回収	5,019	4,789	3,978	3,144	2,630
	計	57,143	57,061	56,921	57,043	58,096
原単位 (g/人・日)	700.3	696.9	694.9	694.4	709.8	
事業系ごみ	可燃ごみ	21,310	21,825	21,959	22,103	20,069
	不燃ごみ	353	308	299	366	248
	資源ごみ	638	588	326	274	207
	その他 (剪定枝、油等)	5,524	1,918	2,137	2,183	2,317
	粗大ごみ	369	391	424	494	502
	計	28,194	25,030	25,145	25,420	23,343
総 計	85,337	82,091	82,066	82,463	81,439	
原単位 (g/人・日)	1,045.9	1,002.6	1,001.8	1,003.9	994.9	

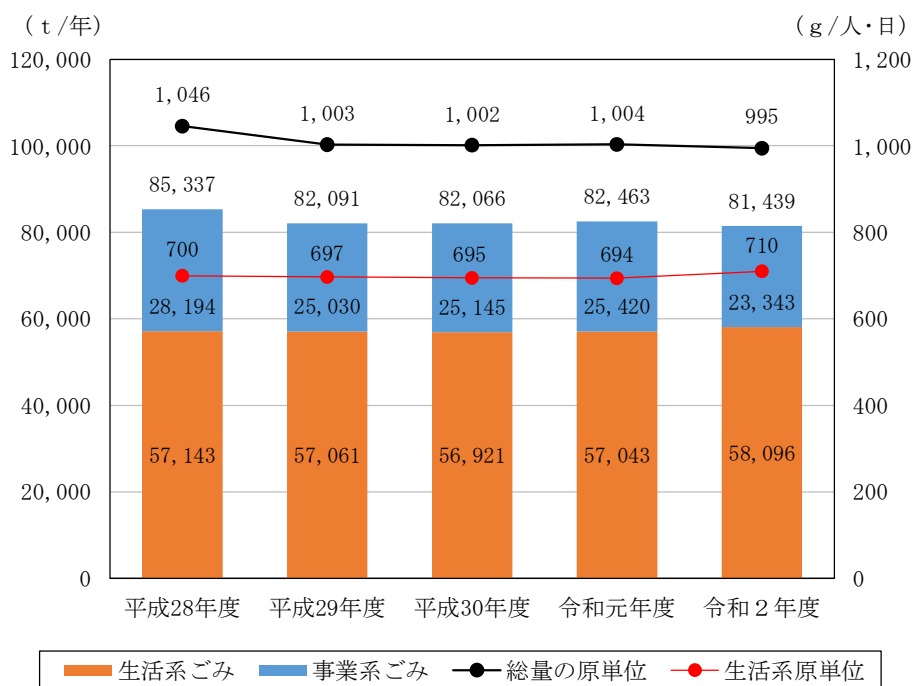


図2-2 ごみ発生量実績の推移

第2項 ごみの性状

ごみ種ごとの含水率を設定し、排出源である湿ベースのごみ組成を予測すると、図2-3に示すとおりとなります。ちゅう芥類が49.9%と最も多く、次いで紙・布類22.9%、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類14.5%となります。

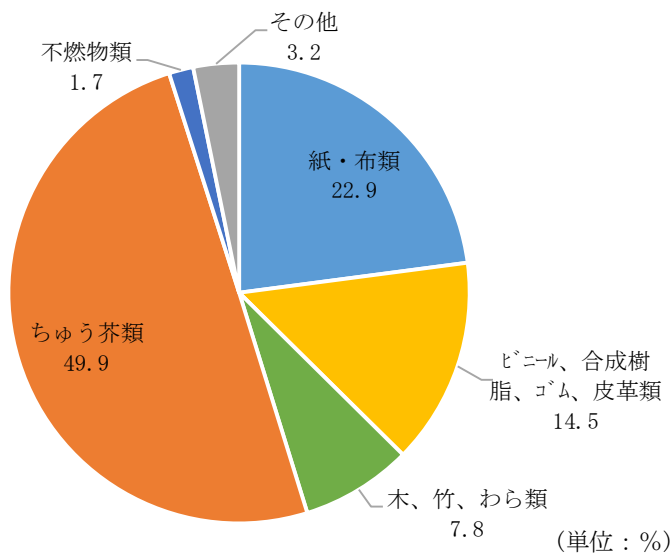


図2-3 ごみ組成 (湿ベース) (令和2年度)

第3節 排出抑制・再資源化

主な排出抑制・再資源化の施策は、以下に示すとおりです。

	事業名
生活系ごみ	4 R 運動の推進
	ごみ処理手数料有料化
	資源回収に対する支援
	生ごみ処理槽等の購入に対する助成
	廃食用油の回収
	清掃施設見学の支援
	小型家電の拠点回収
	使用済みインクカートリッジの回収
事業系ごみ	多量排出事業者への指導
	直接搬入業者及び許可業者への指導
	紙の受け入れ制限

第4節 最終処分量

最終処分量は、図2-4に示すとおりです。

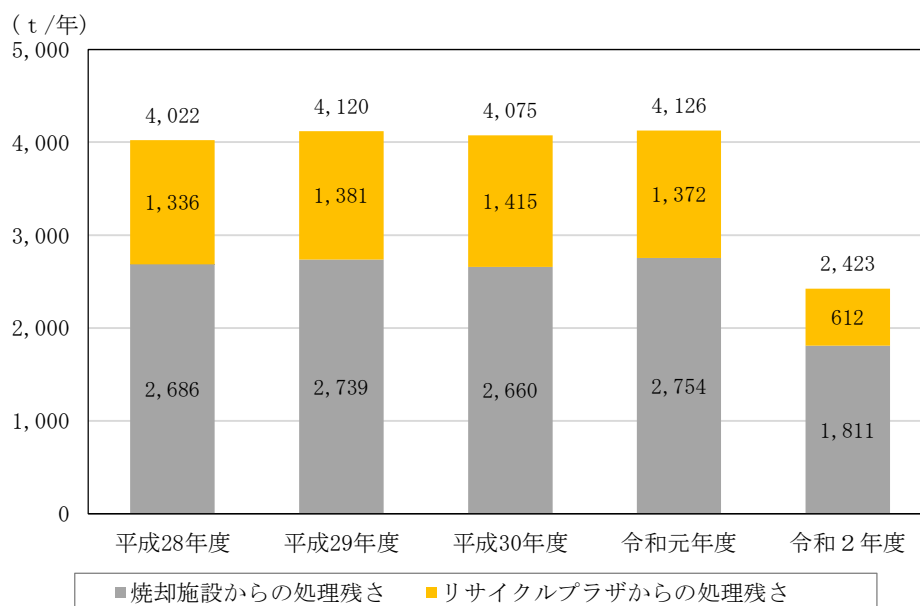


図2-4 最終処分量の推移

第5節 資源化量

資源化量及びリサイクル率は、図2-5に示すとおりです。総資源化量、リサイクル率ともに、減少傾向を示しています。

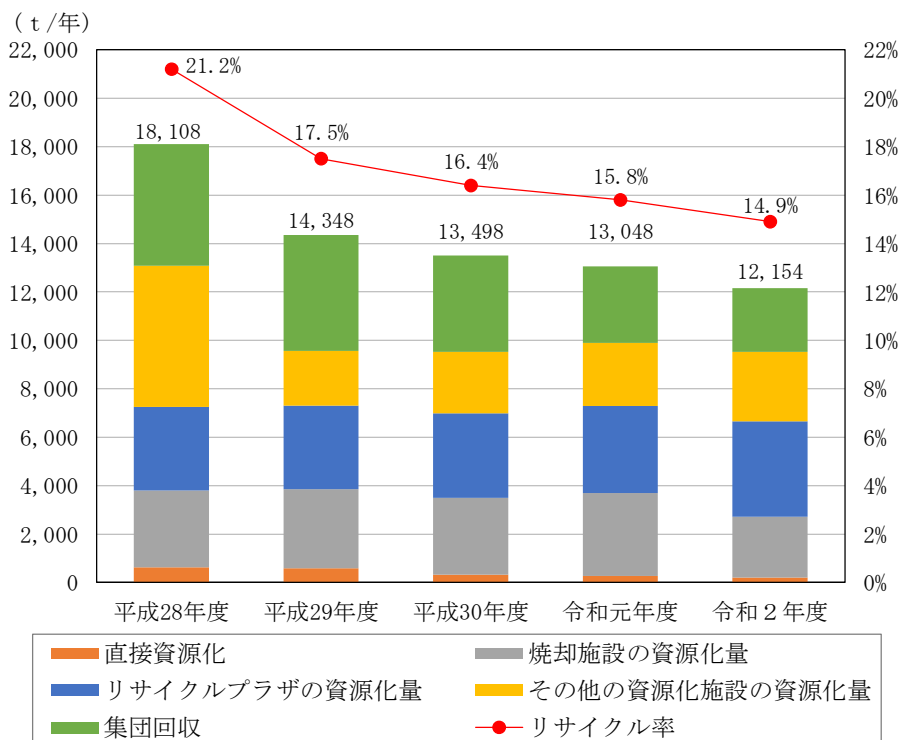


図2-5 資源化量及びリサイクル率の推移

第6節 ごみ処理経費

ごみ処理経費は、図2-6に示すとおりです。ごみ処理経費の総額は、平成29年度から令和元年度にかけて増加していましたが、令和2年度に減少しています。1人当たりのごみ処理経費も同じ傾向をしており、令和2年度に約9,300円となっています。

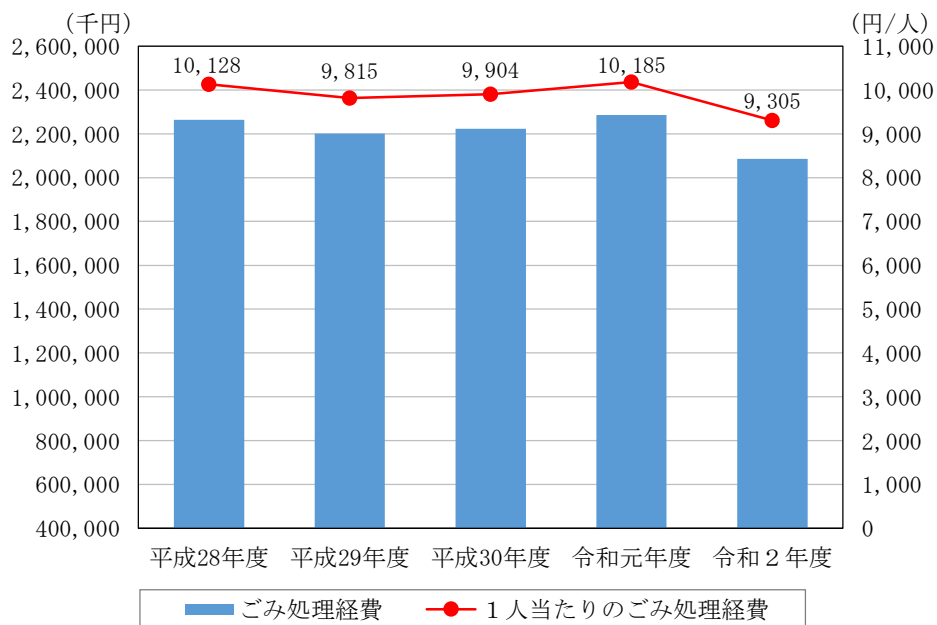


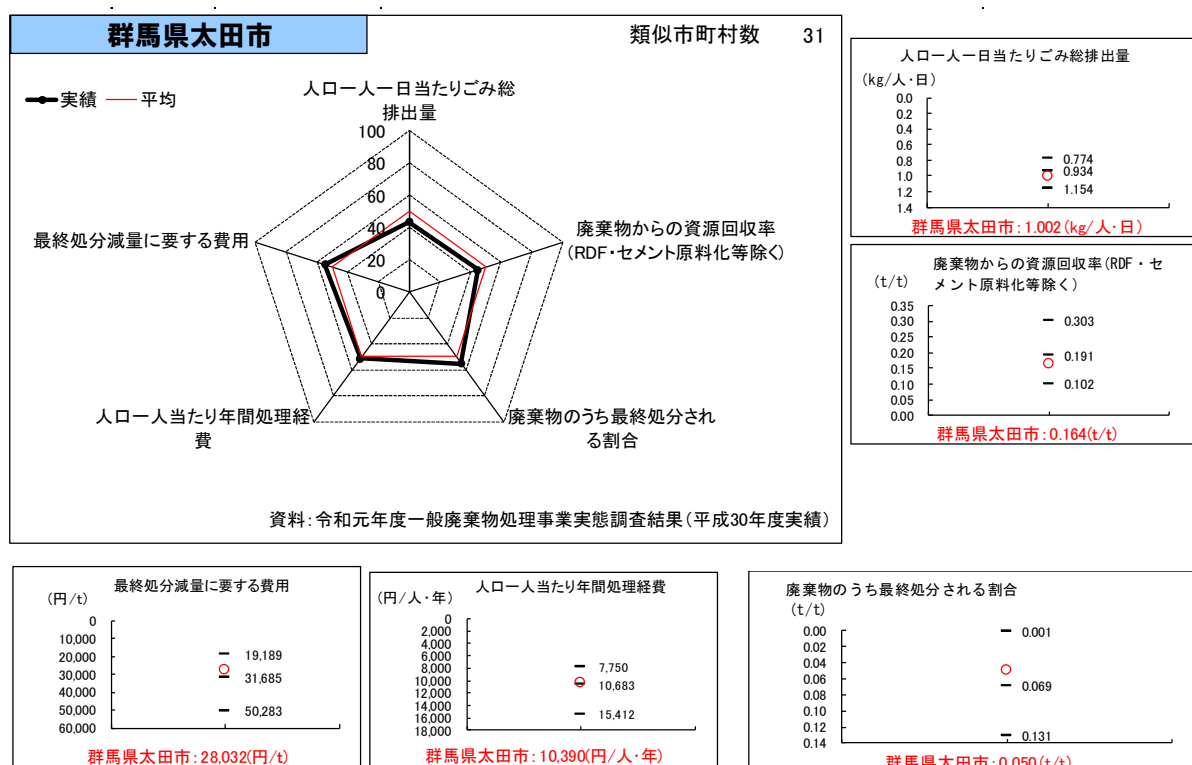
図2-6 ごみ処理経費の推移

第3章 処理評価及び課題の抽出

第1節 ごみ処理の評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月、環境省）」に示された評価方法に基づき、類似都市平均と本市の数値の比較を行いました。結果は、図3-1に示すとおりです。五角形の図において、平均より優れた項目は50を超え、平均より劣る項目は50未満となります。

「人口一人一日当たりごみ総排出量」及び「廃棄物からの資源回収率」は、類型団体より劣っていますが、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口一人当たり年間処理経費」及び「最終処分量に要する費用」は、優れています。



資料：システム評価支援ツール

※ 類型団体平均である五角形より外側に位置するほど良い状況といえます。

図3-1 類似都市平均との比較

第2節 課題の抽出

第1項 排出抑制に関する課題

- ・1人1日当たりの排出量（原単位）をみると、令和2年度に減少していますが（図2-2参照）、類似都市平均よりも排出量が多くなっています（図3-1参照）。本市では、指定有料ごみ袋や4R運動の推進を行っていますが、さらなる減量化に向け、ごみの発生・排出抑制を図っていく必要があります。
- ・生ごみについては、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行され、食品ロス削減を推進することが宣言されました。本市においても食品ロス削減の広報啓発を行っていますが、生ごみ全体としての発生・排出抑制の推進を引続き図っていく必要があります。
- ・プラスチックに関しては、「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月31日に政府として策定され、プラスチックの3Rを推進する等、プラスチックのあり方が問われています。本市では、ペットボトルと容器包装プラスチックの分別を行っていますが、これらのリデュース（発生抑制）についても検討していく必要があります。

第2項 資源化に関する課題

- ・集団回収は、地域の自主的な活動であり、回収量の増加や多くの市民が参加できるよう、広報・啓発の強化や支援の見直しを検討していく必要があります。

第3項 収集・運搬に関する課題

- ・祝日収集や粗大ごみの戸別収集を実施し、市民の利便性の向上を図っています。引き続きサービスレベルが低下しないよう努めていく必要があります。
- ・将来、多様化しつつあるプラスチックに対応した収集方法等を見直す必要があります。

第4項 中間処理に関する課題

- ・焼却施設、リサイクルプラザ、ともに組合の処理施設となり、両施設の整備等に関しては、組合が主体となり行っています。本市は、中間処理の広報啓発等に関し協働する必要があります。

第5項 最終処分に関する課題

- ・本市は民間の処分場に処分を委託しています。焼却施設も組合施設となり、直接市から処分するものはなくなりましたが、本市は組合と協議し、処分状況を把握する必要があります。

第6項 その他の課題

- ・ごみ処理経費は、近年増加傾向を示しています（図2-6参照）。
- ・ごみの分け方や出し方が誤ったものに関して、ごみステーションで区長や環境保健委員長等と協力し、周知を行っていますが、周知徹底に向け、広報啓発を行っていく必要があります。

第4章 基本理念等

大量生産・大量消費の社会経済活動は、人々に豊かさや利便性をもたらしましたが、その一方で環境汚染、地球温暖化、資源の枯渇などの環境問題を引き起こしています。また、近年は環境だけでなく、地域経済の疲弊、技術革新への対応などの経済の課題、少子高齢化・人口減少、大規模災害への対応などの社会の課題が相互に関連・複雑化しており、環境面・経済面・社会面を統合的に向上させていくことが求められています。

国際的な潮流としては、平成27年に行われた国連総会で「SDGs」が採択されました。国も、持続可能な社会づくりの総合的な取り組みを設定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定をはじめ、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」の策定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロス削減推進法」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

本市では、平成29年3月には「第2次太田市環境基本計画・太田市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」を策定するなど、環境の保全と創造のための取り組みを推進しています。

こうした情勢を踏まえ、さらなるごみ減量・資源化に努め、市民・事業者・行政が一体となり、「4R運動」を協働し、『持続可能な循環型社会の実現』を目指して取り組んでいきます。

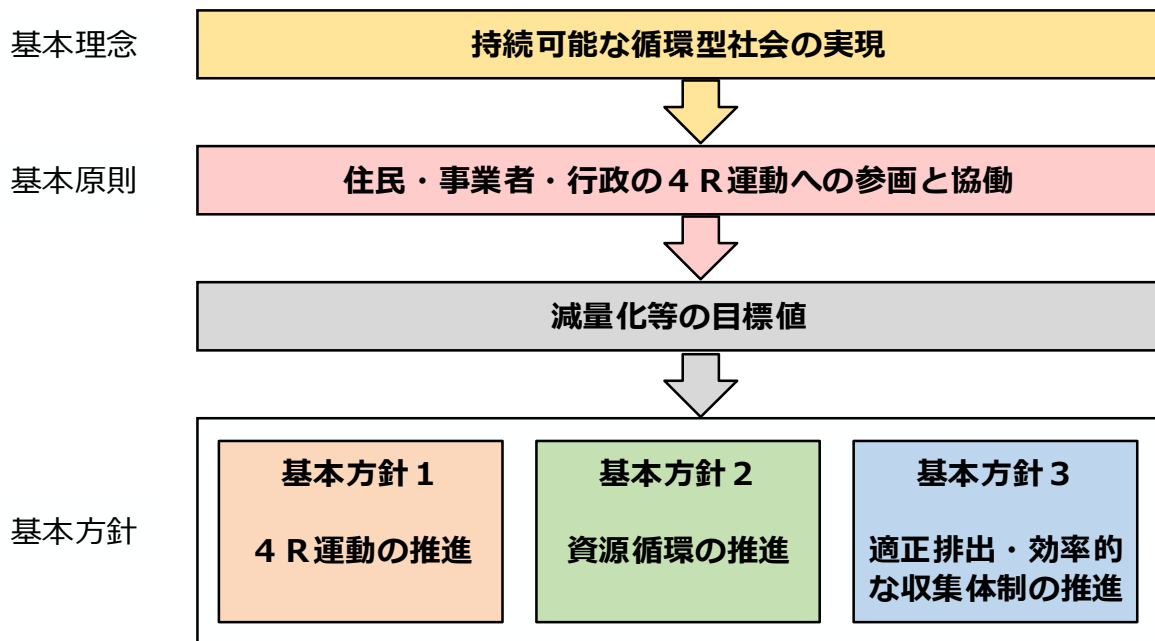


図4-1 基本計画の体系図

第1節 数値目標

ごみの排出量、資源化率等の目標値を、表4-1のとおりとします。

表4-1 数値目標

	令和2年度	令和8年度（中間目標）		令和18年度（最終目標）	
	実績	施策現状維持	目標達成時	施策現状維持	目標達成時
1人1日当たりの生活系ごみ排出量（増減率）	710 g / 人・日 (-)	711 g / 人・日 (+0.1%)	698 g / 人・日 (△1.8%)	717 g / 人・日 (+1.0%)	690 g / 人・日 (△2.8%)
事業系ごみ排出量（増減率）	23,343 t / 年 (-)	23,276 t / 年 (△0.3%)	22,592 t / 年 (△3.2%)	22,104 t / 年 (△5.3%)	21,420 t / 年 (△8.2%)
資源化率	14.9%	14.5%	17.2%	14.0%	16.8%
最終処分量（増減率）	(4,126 t / 年) (-)	3,285 t / 年 (△20.4%)	3,118 t / 年 (△24.4%)	3,254 t / 年 (△21.1%)	2,989 t / 年 (△27.6%)

注) 最終処分量の令和2年度実績2,423 t / 年は一時的な量であり、令和元年度実績との増減率を算出します。

第5章 ごみ発生量及び処理量の見込み

第1節 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）は、表5-1に示すとおりです。令和18年度の総排出量は75,593 t / 年、原単位は1,013 g / 人・日となります。令和2年度実績（81,439 t / 年、995 g / 人・日）に対し、5,846 t / 年の減少、18 g / 人・日の増加となります。

生活系ごみ、事業系ごみ別にみると、生活系ごみは4,607 t / 年の減少、事業系ごみは1,239 t / 年の減少となります。

*ここでは、ごみの排出抑制や資源化の促進などを行わない場合のごみ排出量を示しています。

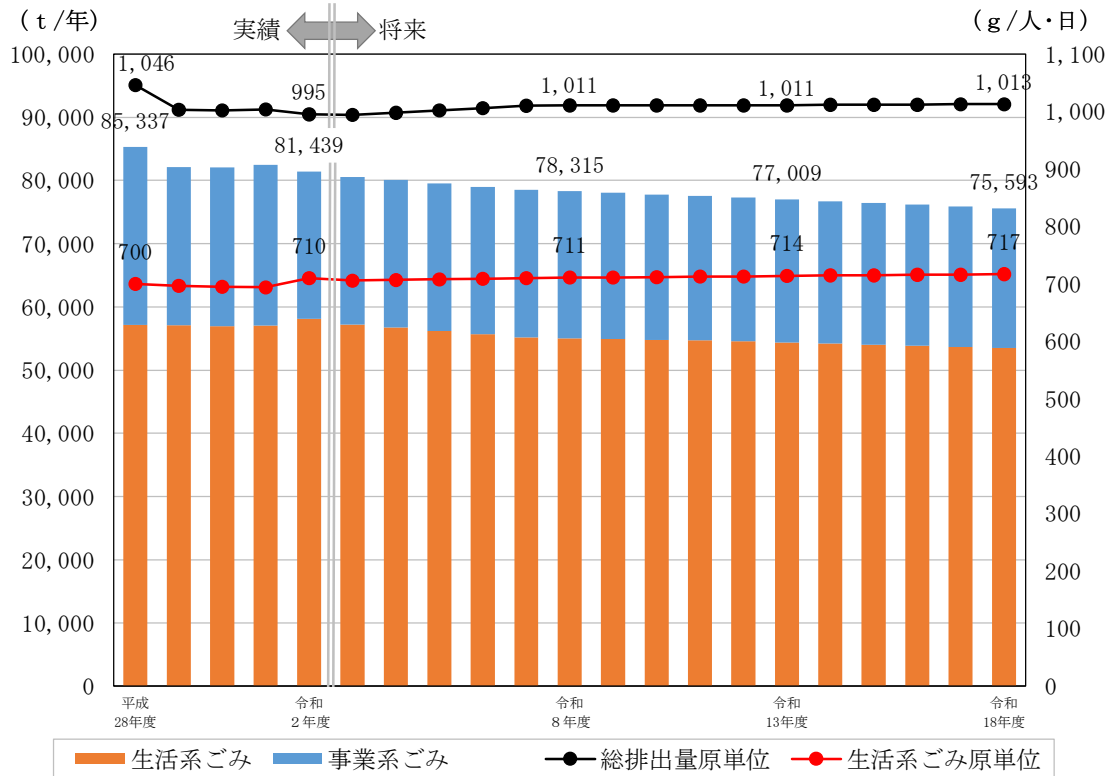


図5-1 ごみ発生量の推移 (施策現状維持の場合)

表5-1 ごみ発生量の見込み (施策現状維持の場合)

		実績		見 通 し			
		令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度		
生活系ごみ	人 口	人	224,255	212,237	208,633	204,413	
	可燃ごみ	t/年	48,242	46,867	46,445	45,662	
	不燃ごみ	t/年	1,434	1,441	1,470	1,470	
	資源ごみ	紙パック	t/年	35	15	9	5
		カン	t/年	386	367	361	353
		ビン	t/年	1,085	879	788	721
		ペットボトル	t/年	437	470	507	534
		白色トレイ	t/年	8	9	9	10
		容器包装プラスチック	t/年	439	472	510	536
		計	t/年	2,390	2,212	2,184	2,159
	その他のごみ (危険ごみ)	t/年	113	170	190	209	
	その他 (剪定枝)	t/年	552	519	510	500	
	粗大ごみ	t/年	2,735	2,649	2,871	3,029	
	集団回収	紙類	t/年	2,561	1,116	638	398
		金属類	t/年	62	59	58	57
ビン類		t/年	5	4	4	3	
プラスチック類		t/年	2	2	2	2	
布類		t/年	0	0	0	0	
その他 (ビールケース等)		t/年	0	0	0	0	
計	t/年	2,630	1,181	702	460		
計	t/年	58,096	55,039	54,372	53,489		
	原単位	g/人・日	709.8	710.5	714.0	716.9	
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	20,069	20,002	19,363	18,830	
	不燃ごみ	t/年	248	248	248	248	
	資 源 系						
	紙類	t/年	207	207	207	207	
	その他 (剪定枝、油等)	t/年	2,317	2,317	2,317	2,317	
	粗大ごみ	t/年	502	502	502	502	
計	t/年	23,343	23,276	22,637	22,104		
総 計	t/年	81,439	78,315	77,009	75,593		
	原単位	g/人・日	994.9	1,011.0	1,011.3	1,013.2	

第2節 ごみ処理量の見込み（目標達成時の場合）

ごみ処理量の見込み（目標達成時の場合）は、表5-2に示すとおりです。令和18年度の総排出量は72,888 t/年、原単位は977 g/人・日です。令和2年度実績（81,439 t/年、995 g/人・日）に対し、8,551 t/年の減少、18 g/人・日の減少となります。

生活系ごみ、事業系ごみ別にみると、生活系ごみは6,628 t/年の減少、事業系ごみは1,923 t/年の減少となります。

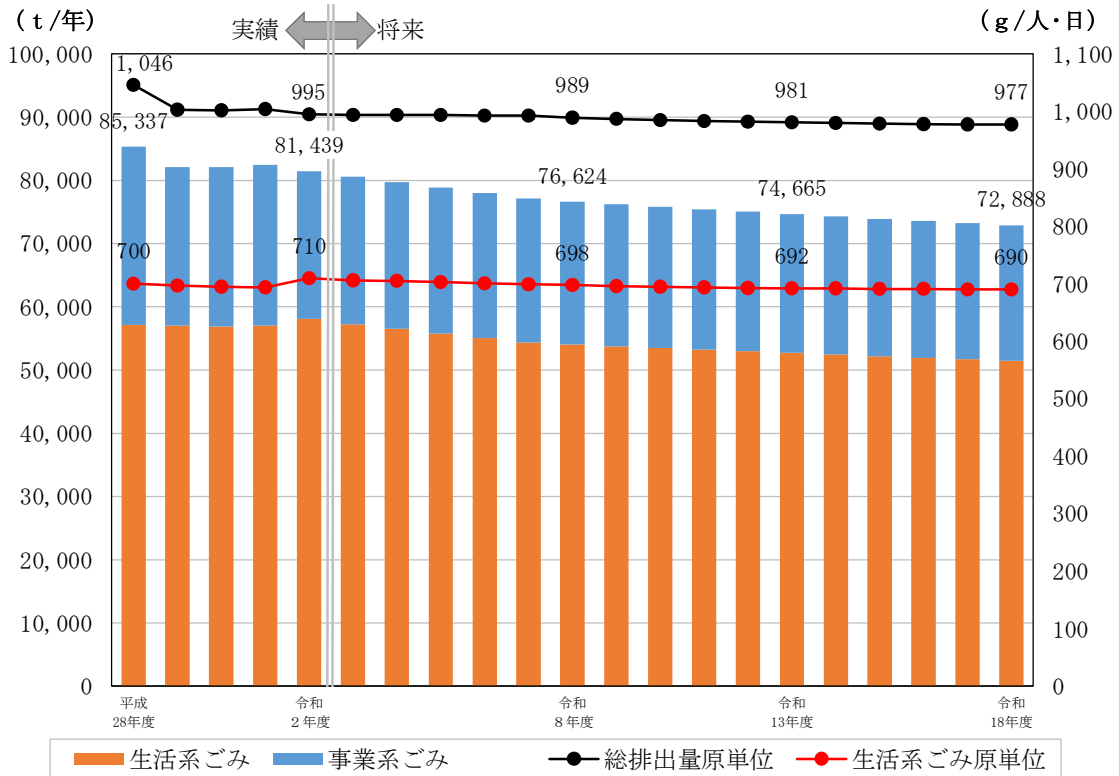


図 5-2 ごみ処理量の推移 (目標達成時の場合)

表 5-2 ごみ処理量の見込み (目標達成時の場合)

		実績					
		令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度		
人口	人	224,255	212,237	208,633	204,413		
生活系ごみ	可燃ごみ	t/年	48,242	43,969	43,223	42,348	
	不燃ごみ	t/年	1,434	1,340	1,317	1,291	
	資源ごみ	紙類	t/年	—	1,937	1,919	1,888
		紙パック	t/年	35	15	9	5
		カン	t/年	386	364	358	351
		ビン	t/年	1,085	875	792	724
		ペットボトル	t/年	437	470	507	534
		白色トレイ	t/年	8	9	9	10
		容器包装プラスチック	t/年	439	627	663	686
	計	t/年	2,390	4,297	4,257	4,198	
	その他のごみ (危険ごみ)	t/年	113	170	190	209	
	その他 (剪定枝)	t/年	552	519	510	500	
	粗大ごみ	t/年	2,735	2,556	2,513	2,462	
	集団回収	紙類	t/年	2,561	1,116	638	398
		金属類	t/年	62	59	58	57
ビン類		t/年	5	4	4	3	
プラスチック類		t/年	2	2	2	2	
布類		t/年	0	0	0	0	
その他 (ビールケース等)		t/年	0	0	0	0	
計	t/年	2,630	1,181	702	460		
計	t/年	58,096	54,032	52,712	51,468		
	原単位	g/人・日	709.8	697.5	692.2	689.8	
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	20,069	19,327	18,688	18,155	
	不燃ごみ	t/年	248	245	245	245	
	資源ごみ	t/年	207	207	207	207	
	その他 (剪定枝、油等)	t/年	2,317	2,317	2,317	2,317	
	粗大ごみ	t/年	502	496	496	496	
計	t/年	23,343	22,592	21,953	21,420		
総計	t/年	81,439	76,624	74,665	72,888		
	原単位	g/人・日	994.9	989.1	980.5	976.9	

第6章 ごみの排出抑制・資源化計画

具体的な取り組み例を以下に示します。

第1節 リフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）の推進

第1項 市民によるリフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）

ごみにしない生活スタイルの実現

具体的な取り組み例	
過剰包装・使い捨て製品自粛の推進【継続】	マイバッグ持参や過剰包装の自粛、使い捨て商品よりも繰り返し使える商品を選ぶ等消費行動の意識改革に向け、行政と販売店等の事業者が協力して市民への情報発信に努め、市民の取り組みを推進します。
必要な分だけ消費する行動の推進【継続】	ものを買う際に本当に必要なものか考えて購入するなど、不要なものを家に持ち帰らず、ごみの発生を減らす行動について、具体的な行動例の紹介等により促進します。
ものを大切にする意識の定着促進【継続】	長寿命製品の利用を促進すると共に、「ごみを出さない工夫」や「もったいない意識」の定着に向け、市民が実施できる取り組みの紹介を、チラシや市のホームページを使って促進します。

生ごみ削減の推進

具体的な取り組み例	
生ごみの「3キリ運動」の推進【新規】	生ごみ削減の取り組みとして、①買った食材を使いきる「使いキリ」、②食べ残しをしない「食べキリ」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水キリ」をする「3キリ運動」を推奨し、生ごみ減量に向けた意識の向上を推進します。
賞味期限・消費期限の正しい理解【新規】	冷蔵庫の中身を確認し、消費期限・賞味期限を把握することで、買いすぎや使い忘れによる未利用食品の廃棄を減らすなど、食品ロスの削減に資する購買行動を実施するよう啓発に努めていきます。
生ごみ処理槽等の助成【継続】	廃棄するしかない野菜くず等の減量（堆肥化）を推進するため、生ごみ処理槽等の購入助成金制度を継続するとともに、利用の促進に向けた情報提供、広報啓発を実施します。
3010 運動の推進【新規】	宴会等の席で、「乾杯後30分は、できたての料理を美味しく味わう時間。終了前10分は、残った料理、デザートを美味しく食べきる時間。」の30・10運動の啓発に努めていきます。




第2項 事業者によるリデュース（発生抑制）

事業者のリデュース（発生抑制）行動の推進

具体的な取り組み例	
事業形態別のリデュース行動の推進【発展】	事業形態ごとに排出されるごみの種類が異なるため、事業者の自己責任により処理を行う等の指導を行うとともに、情報提供を努め、排出抑制を進めます。
ペーパーレス化の推進【新規】	事業内での打合せ等については、ペーパーレス化を推進し、紙類の排出抑制に努めるよう推進します。
事業者責任の明確化【継続】	事業者向けに適正分別・適正排出に向け広報啓発を実施し、事業者責任の明確化を図っていきます。

第2節 リユース（再使用）の推進

リユース（再使用）の促進



具体的な取り組み例	
不用品交換システムの促進【継続】	<p>組合にて年4回再生品販売事業を行っており、より多くの市民が参加できるように情報提供、広報啓発を実施します。</p> 

第3節 リサイクル（再生利用）の推進

第1項 市民によるリサイクル（再生利用）

分別徹底の推進

具体的な取り組み例	
「家庭ごみの分け方と出し方」「家庭ごみの収集予定表」の配布【継続】	市民による適正なごみの分別、排出を推進するため「家庭ごみの分け方と出し方」及び「家庭ごみの収集予定表」を年度ごとに作成し、市内の各世帯及び市民窓口業務を行う各部署へ配布しています。併せて内容を翻訳した外国語版（5ヶ国語）も作成しており、外国人居住者への周知徹底も図っています。


具体的な取り組み例	
集団回収の活動促進【継続】	奨励金の交付を継続するとともに、市民の自主的な取り組みである集団回収に、より多くの市民に参加していただけるよう、支援制度の改善、充実を図っていきます。
紙類の分別徹底【発展】	紙類は集団回収で資源化を図っていますが、可燃ごみとして排出されているところが見られます。紙類の分別徹底に向け、排出機会の増加等、新たな手法の調査・研究を行っていきます。 
拠点回収の拡充【発展】	既存の回収場所の回収時間の見直しや新規回収場所の設置等、排出機会の増加を検討していきます。
プラスチック製品の分別収集の検討【新規】	「プラスチック資源循環型戦略」が策定されており、プラスチック容器包装だけでなく、プラスチック製品の資源化が推奨されていくと想定されます。 プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の資源化に向け、引き取り可能な資源化業者の調査等を行っていきます。
剪定枝の効率的な資源化の推進【発展】	現在、剪定枝は、チップ化し、燃料等として有効活用していますが、より効率的な資源化が図れるよう調査研究を行っていきます。
使用済紙おむつの再生利用等の検討【新規】	使用済紙おむつは、近年、ペレット燃料化等の処理技術開発が進められています。先進事例や処理業者の調査研究を行い、有効利用に向けて検討してきます。
ごみ分別アプリの周知【継続】	ごみの分別や収集日等を手軽に検索できるスマートフォン向けアプリを公開しており、認知度、利用率の拡大に努め、情報提供ツールとして周知を図っていきます。 R元. 6～：太田市ごみ分別推進アプリ「さんあ～る」導入 R 4. 4～：太田市外三町広域ごみ分別アプリへ移行  <small>太田市外三町広域ごみ分別アプリ</small>

第2項 事業者によるリサイクル（再生利用）

リサイクル(再生利用) 情報提供


具体的な取り組み例	
セキュリティーリサイクル事業の啓発【継続】	現在、公共施設等から発生する機密文書等のリサイクルを行っていますが、引き続き資源化の推進が図れるよう情報提供を行っていきます。

食品廃棄物の有効活用

具体的な取り組み例	
フードバンク事業の推進【継続】	<p>食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品等を企業や個人から寄付していただき、一時的に食料支援を必要とする生活困窮者や福祉施設などに無償で配布するフードバンク事業を推進していきます。</p> 

第4節 広報・啓発

環境教育・意識啓発の充実

具体的な取り組み例	
ごみ減量啓発動画の活用【新規】	<p>ごみの分け方と出し方についてわかりやすく解説したごみ減量啓発動画を作成し、市内の小・中学校に教材としてDVDを配布したほか、太田市公式YouTubeで公開し、幅広い世代の市民、さらに年々増加する外国人居住者に対しごみの減量と分別への意識改革を促していきます。対応言語（日本語、スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語）</p>
環境教育・出前講座の検討【発展】	<p>教育委員会副読本「わたしたちの太田市」を作成し、環境教育の一環として取り組んでいます。またコロナ禍において出前講座の開催は厳しいことから、動画の配信、各世帯へのリーフレットの配布、ごみ排出量を毎月広報おおたに掲載し、広報啓発活動の拡充を図っていきます。</p>
外国人への情報提供【継続】	<p>ごみの分別や収集方法を理解し実践してもらうために作成している外国語の「家庭ごみの分け方と出し方」の言語の追加を適時行うほか、ごみ減量啓発動画の活用を通じて周知を図ります。</p>
分別意義の啓発【継続】	<p>分別意識の向上を図るため、分別の意義に関する理解を深め、リサイクルに関する啓発を推進します。</p>
4R意識向上の広報・啓発継続【継続】	<p>廃棄物の減量化や資源化を推進するためには、排出者の4R意識の向上が大切です。そのため、排出者に対する働きかけとしてイベント等でのPRの実施を継続していきます。また、4R活動実践者やNPO等の活動の情報を発信していきます。</p>  <p>4R運動ポスター</p>

具体的な取り組み例	
市ホームページによる情報提供の強化【発展】	市ホームページを閲覧する市民に周知すべき内容が伝わるよう、必要な情報への誘導する方法等情報提供強化手法を検討します。
F M太郎 ごみ関連CM【新規】	一般廃棄物の発生抑制や減量・資源化、ごみの適正処理について、「市民・事業者・行政」が一体となって取り組み「循環型社会の構築」を目指す目的で、F M太郎を活用し、ごみに関する情報を発信していきます。
広報周知の強化【発展】	広報やF M太郎の活用、情報提供ツールの見直しを検討し、情報提供の強化に努めます。
「環境を守ろう」ポスターコンクール【継続】	昭和 58 年から毎年開催しているコンクールです。募集対象を市内の小・中学生に絞り、小さいうちから環境を考える場を提供するとともに、ポスターを掲示することで環境問題の啓発を図っていきます。
「クリーン作戦」の活用【継続】	クリーン作戦に参加することで環境だけではなく、ごみ問題にも関心を持っていただき、ごみに対する意識の向上を図っていきます。

第5節 その他

ごみ処理手数料の見直し






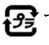
具体的な取り組み例	
生活系ごみ有料化の見直し【継続】	今後も市民のごみ減量化動向を見ながら、排出量が増加するようであれば、ごみの減量化の意識が働くよう、生活系ごみ処理手数料の有料化の見直しを検討します。
事業系ごみ処理手数料の見直し【継続】	事業系ごみの減量化及び処理経費の適正な配分を目的とした事業系ごみ処理手数料の見直しを検討します。事業系ごみの排出量等のデータを分析し、加えて周辺市町の処理経費等も参考にしながら検討していきます。

第7章 基本計画

第1節 将来のごみ分別区分

将来の生活系ごみの分別区分は、表7-1に示すとおりです。さらなる循環型社会に向け、紙類の分別収集を、令和7年度から実施します。

表7-1 生活系ごみの分別区分

品 目	詳 細	
もえるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ（水分をしっかりと切る） ・木の枝など（根は除く）、雑草（土は除く）、竹 ・皮、ゴム製品 ・ビデオテープ、CD、DVD、フロッピーディスク ・古布類、紙おむつ（汚物を取り除く） ・プラスチック製品（例：バケツ、プランター、ハンガーなど） 	
もえないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス製品、陶器類、金属類（鍋、フライパンなど）、傘、カミソリ ・資源ごみに出せないビンやカン ・指定袋に入る大きさの家電製品（例：炊飯器、電気ポットなど） 	
粗大ごみ	例：自転車、ストーブ、布団など	
資源ごみ	カン	食品用   マークのついているもの
	ビン ①無色透明 ②茶色 ③その他の色	食品用・化粧用
	紙パック	 マークのついているもの
	白色トレイ	全面白色の食品用トレイ  マークのついているもの
	ペットボトル	食品用のボトル  マークのついているもの
	容器包装プラスチック (その他プラスチック)	容器、外装、包装に  マークのついているもの
	紙類	新聞・ダンボール・雑誌
危険ごみ	蛍光管・電球・水銀体温計・水銀血圧計	
	乾電池（充電式含）・ボタン電池	
	スプレー缶・ライター・カセットボンベ	
剪定枝	樹木のせん定枝など	
拠点回収	新聞・ダンボール・雑誌・本・雑がみ	
	廃食用油回収	廃食用油（植物性）
	使用済小型家電	縦15cm×横30cmの投入口に入るもの。
	インクジェットカートリッジ	全メーカーのインクジェットカートリッジ（リサイクルカートリッジも可）

第2節 収集・運搬計画

第1項 収集運搬の基本方針

収集運搬量の変化に対応した収集体制の確保や、収集運搬による環境影響の低減、収集運搬の効率化など、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者との調整を図っていきます。

第2項 収集運搬体制

収集運搬体制は、基本的に現状どおりとします。

表7-2 将来の収集運搬体制

収集運搬主体		収集運搬体制	収集頻度	収集方法
可燃ごみ		市(委託)	2回/週	ステーション方式
不燃・粗大ごみ		市(直営)	必要の都度	戸別方式
		市(委託)	1～3回/月	ステーション方式
資源ごみ	ペットボトル	市(委託)	1～2回/月	拠点方式 及び ステーション方式
	その他プラスチック 容器包装類	市(委託)	1～2回/月	
	カン	市(委託)	1～2回/月	ステーション方式
	無色ビン	市(委託)	1～2回/月	ステーション方式
	茶色ビン	市(委託)	1～2回/月	ステーション方式
	その他の色のビン	市(委託)	1～2回/月	ステーション方式
	白色トレイ	市(委託)	1～2回/月	ステーション方式
	紙パック	市(委託)	1～2回/月	ステーション方式
	小型家電	市(直営)	随時	拠点回収
	紙類	[検討中]	[検討中]	[検討中]
危険ごみ		市(委託)	1～2回/月	ステーション方式

第3節 中間処理・最終処分計画

第1項 中間処理の基本方針

中間処理は、組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を行っています。

第2項 最終処分の基本方針

埋立対象物は、組合からの焼却灰や破砕残さとなりますが、施設の延命化に向け、最終処分量の減量化・減容化のため、ごみそのものの排出抑制や資源化への転換が必要であり、市民や事業者のごみに対する意識の向上に努めていきます。

第3項 最終処分量

最終処分量は、表7-3に示すとおりです。

表7-3 最終処分量

(単位：t/年)

		実績	見 通 し		
		令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
焼却施設	処理残さ埋立	1,811	2,541	2,486	2,430
リサイクルプラザ	処理残さ埋立	612	577	569	559
計		2,423	3,118	3,055	2,989

第4節 資源化量等

将来的な資源化量及びリサイクル率は、表7-4に示すとおりです。

表7-4 資源化量及びリサイクル率

(単位：t/年)

		実績	見 通 し		
		令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
資源化量	直接資源化	207	207	207	207
	焼却施設の資源化量	2,509	3,161	3,094	3,024
	リサイクルプラザの資源化量	3,938	5,820	5,780	5,718
	その他の資源化施設の資源化量	2,870	2,836	2,827	2,817
	集団回収	2,630	1,181	702	460
計 (総資源化量)		12,154	13,205	12,610	12,226
リサイクル率		14.9%	17.2%	16.9%	16.8%

第5節 ごみ処理施設の整備計画

さらなる資源化に向け、ストックヤードの整備を計画します。その概要等を表7-5に示します。

表7-5 スtockヤードの整備概要

施設名称	(仮称)太田市ストックヤード
設置主体	太田市
設置場所	太田市細谷町1712番地 (太田市清掃センター跡地)
施設規模	810m ²
処理方式	一時保管
供用開始	令和7年4月(予定)

太田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和4年3月発行

発行：太田市役所

編集：産業環境部 清掃事業課

〒373-0842

群馬県太田市細谷町 604 番地 1

TEL:0276-31-8153 FAX:0276-31-7377
